



# 市・県民税(住民税)のはなし

## Part 1



「所得」「扶養」「非課税」など、税のギモンに答えます

### ○市民税・県民税とは？

市民税・県民税（＝住民税）は、その年の1月1日時点でお住まいの市区町村で1年間課税される地方税です。市や県の財政の基礎となる大切な税金で、国の法律である「地方税法」により全国の自治体で同様にかかりますが、飯田市では「飯田市税条例」が根拠となっています。

課税の基準となるのは、前年の1～12月の所得と、年末時点での控除の情報で、これらの情報は所得税（＝国の税金）の計算にも使われている情報です。税額は1年ごとに決まります。

市・県民税は「均等割」と「所得割」で構成されます。

#### ➤ 均等割

基準（裏面に記載）を超えると一律にかかるもので、飯田市の場合は年額4,500円です。

#### ➤ 所得割

均等割に加え、さらに基準を超えるとかかるものです。

課税標準額（所得金額 - 所得控除額） × 税率（10%） がおおよその所得割の金額になります。

また、「均等割」がかかる人には「森林環境税」（国税）が年額1,000円かかります。

### ○何を見て課税しているの？

本人や支払元が市役所や税務署に提出した以下の資料により、市民税・県民税は計算されています。

・申告をした方は …**確定申告書、市民税・県民税申告書**

・お勤めの方は …**給与支払報告書**

給与の支払元が市に提出する、源泉徴収票と同じ内容の資料です。年末調整をした場合はその内容が反映されます。

・年金受給者の方は …**公的年金等支払報告書**

公的年金等の支払元が市に提出する、源泉徴収票と同じ内容の資料です。

#### \*「未申告」？

「未申告」とは、その年度の資料が飯田市に何も無い状態を指します。「未申告」状態だと、所得があったのか分からないため、各種行政サービスを受ける際の料金等に影響がある場合があります。次のようなケースで「未申告」となるので、要注意です。

- ✓ 前年の収入が全くなく、市内の誰かの扶養にもなっていない ⇒ 「収入がない」という申告が必要です。
- ✓ 非課税収入（障害年金、遺族年金、失業手当 等）のみがあった。 ⇒ 「（課税される）収入がない」という申告が必要です。

### ○「収入」とは？「所得」とは？

「収入」と「所得」は似た言葉で混同されがちですが、税金の話をする際は下記のように使い分けます。

#### ➤ 収入

その人が受け取った金額そのものを指します。給与の源泉徴収票でいう「支払金額」にあたります。いわゆる“額面”の年収のことです。「収入」は所得税、市・県民税の計算に直接はあまり使いません。

#### ➤ 所得

主に税金の計算に使われます。営業や農業、不動産等の収入の場合は、収入から必要経費を差し引いた残りにあたる金額が「所得」です。給与や公的年金の収入の場合は決まった計算式があり、収入額に応じて「所得」に相当する額が自動で決まります。※総支給額から各種税金や保険料を引いた、いわゆる「手取り」とは異なります。

## ○課税、非課税の基準は？

市民税・県民税は、税額の計算をする前に、「課税」か「非課税」か、まず下表の基準で決まります。

同一生計配偶者と扶養親族の人数 (その人が扶養している人数)	非課税の基準になる前年中の所得 (均等割非課税となる合計所得金額)
0人	38万円以下
1人	82.8万円以下
2人	110.8万円以下
3人	138.8万円以下
本人が障害者、未成年、寡婦、 ひとり親 に該当する場合	(上記に関わらず) 135万円以下



\*表は飯田市の場合です。基準額は自治体によって変わります。 \*4人以上を扶養している場合も人数によって基準額が上がります。

「所得」で言われるとピンとこないかも知れませんが、扶養人数0人の場合、給与収入のみであれば年収112万円以下、公的年金収入のみ(65歳以上)であれば、148万円以下の方が非課税になります。

「非課税」に影響するのは所得と扶養人数です。社会保険料、生命保険料控除や医療費控除等を追加すると、所得割の額には影響しますが、均等割額(4,500円)以下には下がらず、非課税にすることはできません。

なお、「課税」か「非課税」かは、保育料や介護保険料、国保料等の判定にも影響する場合があります。

## ○「扶養」とは？

一般的に言われる「扶養」には、社会保険の扶養(健康保険証等の扶養)と税制上(所得税、市民税・県民税)の扶養の2種類があります。両者はどちらも収入や所得が要件なので混同されがちですが、**別物**です。

### ➤ 社会保険の扶養

社会保険の扶養については、保険証の健康保険組合等(国保の場合は保健課)へお問い合わせください。一般的には、被扶養者が60歳未満の場合、収入で「106万円未満」か「130万円未満」(お勤め先事業所の規模等による)が扶養に入るための要件となっています。特に配偶者の場合、**税制上の扶養よりもこちらを確認した方がよいケースが圧倒的に多いです。**

### ➤ 所得税・市・県民税の扶養

税制上の扶養は「扶養控除」のこと、つまり扶養している人(養っている側の人)の税金を下げるものです。被扶養者(養われている側の人)の要件は、**所得が62万円以下の親族**となっています。これは被扶養者の収入が給与のみの場合であれば、**給与収入が「136万円以下」**ということになります。

扶養控除は被扶養者の年齢等によって、控除される金額が変わる場合があります。年少扶養(16歳未満)は扶養控除がありませんが、非課税の要件である扶養人数には含まれます。進学や単身赴任、施設入所等で同居していない親族であっても、同一生計であれば扶養にとることはできます。

なお、**配偶者と19~22歳の親族**については、基準を超えて所得があった場合も、「**配偶者特別控除**」「**特定親族特別控除**」というものを適用できる場合があります。厳密には「扶養」ではありませんが、ある程度の額までは同等の控除を受けることができ、その親族の所得に応じて控除額が段階的に減っていきます。

飯田市役所 税務課 市民税係  
(代) 0265-22-4511 内線 5161~5163